

水道法施行事務処理要綱

令和5年 7月10日施行

香 川 県

水道法施行事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行については、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 第2章の規定は、知事認可の水道事業及び水道用水供給事業に適用する。

2 第3章の規定は、町の区域に所在する専用水道(国の設置する専用水道を除く。)に適用する。

第2章 水道事業及び水道用水供給事業

(創設認可申請書)

第3条 法第7条第1項又は法第27条第1項の規定による認可の申請は、水道事業（水道用水供給事業）創設認可申請書（第1号様式）により行うものとする。

(変更認可申請書)

第4条 法第10条第2項において準用する法第7条第1項又は法第30条第2項において準用する法第27条第1項の規定による変更認可の申請は、水道事業（水道用水供給事業）変更認可申請書（第2号様式）により行うものとする。

(創設又は変更認可申請書記載事項変更届出書)

第5条 法第7条第3項（法第10条第2項において準用する場合を含む。）又は法第27条第3項（法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、水道事業(水道用水供給事業)創設(変更)認可申請書記載事項変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

(変更届出書)

第6条 法第10条第3項又は法第30条第3項の規定による届出は、水道事業（水道用水供給事業）変更届出書（第4号様式）により行うものとする。

(休止又は廃止許可申請書)

第7条 法第11条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道事業（水道用水供給事業）一部（全部）休止（廃止）許可申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(廃止届出書)

第8条 法第11条第3項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、水道事業（水道用水供給事業）廃止届出書（第6号様式）により行うものとする。

(布設工事監督者設置等の報告書)

第9条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道の布設工事につき、法第12条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定による監督業務を行う者（以下「水道布設工事監督者」という。）を設置したときは、速やかに水道布設工事監督者設置報告書（第7号様式）により知事に報告しなければならない。

2 水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道布設工事監督者を変更したときは、速やかに水道布設工事監督者変更報告書（第 8 号様式）により知事に報告しなければならない。

（給水開始前届出書）

第 10 条 法第 13 条第 1 項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、給水開始前届出書（第 9 号様式）により行うものとする。

（料金変更届出書等）

第 11 条 法第 14 条第 5 項の規定による届出は、料金変更届出書（第 10 号様式）により行うものとする。

2 法第 14 条第 6 項の規定により認可を受けようとする水道事業者は、供給条件変更認可申請書（第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

（水道技術管理者設置等の報告書）

第 12 条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第 19 条第 1 項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置報告書（第 12 号様式）により知事に報告しなければならない。

2 水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更報告書（第 13 号様式）により知事に報告しなければならない。

（水質検査等結果書の提出）

第 13 条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第 20 条第 1 項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定による水質検査及び法第 21 条第 1 項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定による健康診断（以下「健康診断」という。）を行ったときは、翌月 10 日までに当該水質検査及び当該健康診断の結果を記載した書類（以下「水質検査等結果書」という。）1 部を当該事業者の主たる事務所（以下「水道事務所」という。）の所在地を管轄する保健福祉事務所又は小豆総合事務所（以下「保健福祉事務所等」という。）の長に提出しなければならない。ただし、当該事業者の水道事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所等がない場合は、環境管理課長に提出するものとする。

（水質検査計画等の提出）

第 14 条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、省令第 15 条第 6 項（省令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による水質検査計画を策定したときは、毎事業年度の開始前までに当該計画 2 部を環境管理課長に提出しなければならない。

2 水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道指導監視台帳（第 14 号様式）を作成し、毎事業年度の開始前までに当該台帳 2 部を水資源対策課長に提出しなければならない。

（給水の緊急停止報告書）

第 15 条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第 23 条第 1 項（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定により給水の緊急停止を行ったときは、給水緊急停止報告書（第 15 号様式）により直ちに知事に報告しなければならない。

（業務委託開始等の届出書）

第 16 条 法第 24 条の 3 第 2 項前段（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定による業務を委託したときの届出は、水道事業（水道用水供給事業）業務委託届出書（第 16 号様式）により行うものとする。

2 法第 24 条の 3 第 2 項後段（法第 31 条において準用する場合を含む。）の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、水道事業（水道用水供給事業）業務委託契約失効届出書（第 17 号様式）により行うものとする。

第 3 章 専用水道

（専用水道布設工事設計確認申請書）

第 17 条 法第 33 条第 1 項の規定による確認の申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（第 18 号様式）により行うものとする。

（確認申請書記載事項変更届出書）

第 18 条 法第 33 条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届出書（第 19 号様式）により行うものとする。

（給水開始前届出書）

第 19 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定による届出は、専用水道給水開始前届出書（第 20 号様式）により行うものとする。

（水道技術管理者設置等の報告書）

第 20 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定による水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置報告書（第 21 号様式）により知事に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更報告書（第 22 号様式）により知事に報告しなければならない。

（水質検査等結果書の提出）

第 21 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定による水質検査及び法第 34 条第 1 項において準用する法第 21 条第 1 項の規定による健康診断を行ったときは、翌月 10 日までに水質検査等結果書 1 部を当該専用水道の設置者の主たる事務所（以下「専用水道事務所」という。）の所在地を管轄する保健福祉事務所等の長に提出しなければならない。

（水質検査計画等の提出）

第 22 条 専用水道の設置者は、省令第 54 条において準用する省令第 15 条第 6 項の規定による水質検査計画を策定したときは、毎事業年度の開始前までに当該計画 2 部を環境管理課長に提出しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道指導監視台帳（第 23 号様式）を作成し、毎事業年度の開始前までに当該台帳 2 部を水資源対策課長に提出しなければならない。

（給水の緊急停止報告書）

第 23 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、給水緊急停止報告書（第 24 号様式）により直ちに知事に報告しなければならない。

（業務委託等の届出書）

第 24 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項前段の規定による業務を委託したときの届出は、専用水道業務委託届出書（第 25 号様式）により行うものとする。

- 2 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道業務委託契約失効届出書（第 26 号様式）により行うものとする。

（専用水道の廃止届出書）

- 第 25 条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届出書（第 27 号様式）により知事に届け出なければならない。

第 4 章 雑則

（提出書類の部数及び経由等）

- 第 26 条 法、政令、省令又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、原本及びその写し各 1 部とし、水道事務所又は専用水道事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所等の長を経由しなければならない。ただし、水道事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所等がない場合及び電子手続きにより提出する場合は、水資源対策課長に提出するものとする。
- 2 第 13 条及び第 21 条の規定により水質検査等結果書の提出を受けた保健福祉事務所等の長は、法第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定により行った報告の徴収及び立入検査等と併せて毎月とりまとめのうえ、別に定める水道指導監視月報を作成し、翌月の 15 日までに知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。